

平成26年度

明石市特別職報酬等審議会

日 時 平成27年2月6日(金) 午後2時から

場 所 明石市議会大会議場(市議会棟2階)

会 議 次 第

1 開 会

2 委嘱状交付

3 市長あいさつ

4 審議会成立の可否について（事務局報告）

5 会長及び会長代理の選出

6 会長あいさつ

7 審 議

(1) 資料の確認及びポイント説明（事務局より）

(2) 特別職の給料及び議員の報酬の額等について

審 議 資 料 の 略 説

頁	資 料 名
	略 説
1	1 平成26年度 明石市特別職報酬等審議会における審議事項
	このたびの審議会における審議事項の概要を記載しています。
2	2 前回の審議会での審議内容
	前回の審議会（平成26年2月21日申出）の審議内容の概略を記載しています。
3	3 本年度の人事院勧告等について
	本年度の給与改定等の内容等について記載しています。
4	4 明石市特別職の給与及び議員の報酬の改定状況
	特別職の給与や議員の報酬の改定状況を記載しています。
5, 6	5 明石市一般職職員（部長級）の給与改定の変遷
	6 議員と部長級職員の年収額の比較
<p>これまでの審議会において、常勤の特別職の給料月額及び議員の報酬を検討する際の目安となった、部長級の給与改定の状況等を記載しています。</p>	
7, 8	7 兵庫県市町村職員退職手当組合の特別職等の退職手当支給率
	8 明石市特別職等の退職手当支給率
<p>これまでの審議会において、常勤の特別職の退職手当支給率を検討する際の目安となった、兵庫県市町村退職手当組合の特別職等の退職手当支給率及び明石市における特別職等の退職手当支給率の改定状況を記載しています。</p>	

9	<p>9 明石市特別職等の県下及び特例市における状況</p> <p>特別職の給与について、県下29市及び特例40市における順位等を記載しています。</p> <p>なお、市長及び副市長については、条例で規定されている給料月額と、現在実施している、それぞれ30%及び16%カット後の給料月額を記載しています。</p>
10～12	<p>10 市の概要について</p> <p>人口、正規職員数、議員定数並びに人件費、議会費などの決算状況及び各市の財政状況を表す指標（経常収支比率、実質公債費比率、財政力指数）など、市の概要と県下29市と特例市40市の順位を記載しています。</p>
13～15	<p>11 明石市財政健全化推進計画（素案）抜粋</p> <p>他自治体との財政状況の比較、明石市の今後の収支見込み及び今後の財政健全化に係る取組効果額の見込みについて記載しています。</p>
16	<p>12 特別職の給料、退職手当及び議員の報酬について</p> <p>特別職の給料の性格などについて解説している文献を、参考資料として記載しています。</p>

明石市特別職報酬等審議会委員名簿

(敬称略、50音順)

氏名	カナ氏名	役職等
1 伊賀 文計	イガ フミカズ	明石市医師会 会長
2 衣笠 泰博	キヌガサ ヤスヒロ	公募委員
3 佐々木 弘	ササキ ヒロシ	神戸大学 名誉教授
4 澤田 瑞顕	サワダ ミズノギ	明石市連合自治協議会 顧問
5 柴田 達三	シバタ タツゾウ	明石商工会議所 顧問
6 高橋 一栄	タカハシ カズエイ	公募委員
7 竹内 順哉	タケウチ ジュンヤ	明石労働者福祉協議会 会長
8 田中 文雄	タナカ フミオ	公募委員
9 松原 由美子	マツバラ ユミコ	明石市連合子ども会育成連絡協議会 会長
10 水田 美穂	ミズタ ミホ	公募委員
11 和田 美耶子	ワダ ミヤコ	明石市女性団体協議会 会長

平成26年度 明石市特別職報酬等審議会における審議事項

1 市長をはじめとする常勤の特別職

(1) 給料月額

市長をはじめとする常勤の特別職の給料月額については、これまで、部長級職員の給料月額の改定率を参考として、審議が行われてきました。

なお、今年度については、このたびの人事院勧告を踏まえ、部長級職員の給料月額について、平均0.09%の引き上げを行いましたが、一方で、給与水準の適正化のため、平成27年1月1日における定期昇給を半減する措置を講じています。

また、実施時期については職員組合と協議中ですが、このたびの人事院勧告にあった給与制度の総合的見直しを実施した場合、給料月額が平均 $\Delta 2.01\%$ の引き下げとなるほか、55歳超の管理職の給料減額措置($\Delta 1.5\%$)の廃止等により、結果として、 $\Delta 0.4\%$ の減額となります。

そのほか、市が財政健全化への本格的な取り組みを行っていることを考慮し、財政の厳しい将来推計を反映させることについても、前年度に引き続き、ご検討いただきたいと考えています。

(2) 退職手当

常勤の特別職の退職手当については、平成20年度より、兵庫県市町村職員退職手当組合における特別職の支給率を参考として、審議が行われてきました。

なお、同組合の特別職の支給率については、平成21年度以降、変更はありませんでしたが、平成25年4月からの一般職の職員の退職手当の支給水準についての段階的な引き下げ(約 $\Delta 1.6\%$)を踏まえ、同組合において検討を行った結果、「平成28年4月から、市長・副市長の支給率については $\Delta 100$ 分の1の引き下げ、教育長・公営企業管理者の支給率については $\Delta 100$ 分の0.5の引き下げとすることが適当である」との答申が出され、本年2月に条例改正を予定しているところです。

2 市議会議員

議員の報酬月額については、これまで、部長級職員の年収と議員の年収との均衡を参考として審議が行われてきました。

なお、今年度の給与改定により、部長級職員の年収と議員の年収の較差については、平成26年度が0.54%となるほか、平成27年度に給与制度の総合的見直しを実施した場合の較差は、 $\Delta 0.28\%$ となります。

また、市長をはじめとする常勤の特別職と同様に、市の財政健全化への取り組みを踏まえ、ご検討いただきたいと考えています。

前回の審議会での審議内容

(平成26年2月21日申出)

1 特別職の給料月額

改定の基礎となる部長級職員の給与水準に変動がなかったため、特別職の給料月額の改定を行わないことが妥当であるとされました。また、市が財政健全化への本格的な取り組みを行っていることを考慮し、財政の厳しい将来推計を反映させることの検討を行った結果、今後の財政健全化の取り組み状況等を注視しつつ、引き続き、調査・審議等を行うこととされました。

2 常勤の特別職の退職手当

平成25年度からの一般職の退職手当の大幅な段階的引き下げに合わせ、同様の引き下げを行うべきとの意見もありましたが、改定の基礎となる、兵庫県市町村職員退職手当組合の特別職の支給率の改定状況を踏まえ、本審議会としては、改めて審議することとされました。

3 議員の報酬月額

改定の基礎となる、部長級職員の年収について、議員の年収とほぼ均衡していたことから、議員の報酬月額の改定を行わないことが妥当であるとされました。また、常勤の特別職と同様に、議員の報酬月額についても、財政の厳しい将来推計をどのように反映させることについては、引き続き、調査・審議等を行うこととされました。

4 非常勤の行政委員会委員の報酬額等について (平成26年9月26日申出)

教育委員会、監査委員及び選挙管理委員会等の行政委員会の非常勤の委員の報酬額等については、本来は本審議会の審議対象ではありませんが、市長より意見のとりまとめの依頼を受け、審議を行った結果、次のような意見が出されました。

- (1) 本市の行政委員会委員の報酬の水準については、一定の引き下げが必要であり、引き下げ額の目途としては、このたびの地方自治法の改正により、今後、特例市という区分はなくなるが、現時点では、本市と同様の全国特例市の平均水準の額とすることが妥当である。
- (2) 本市の行政委員会委員の報酬の支給形態については、地方自治法が原則として規定する日額制とすることが適切である。

なお、具体的な引き下げ額、支給形態の見直し内容及び実施時期等については、今後、市当局の判断に委ねられることとされました。

本年度の人事院勧告等について

本年度の人事院勧告については、「給料月額、ボーナスの支給月数ともに、7年ぶりの引き上げ改定」となったほか、「地域間と世代間の給与配分を民間の実情に合わせるための給与制度の総合的見直し」の取り組み要請がありました。

1 本年度の給与改定等の内容

本年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定の取り扱い等を踏まえ、本市特別職及び一般職の職員の給与を引き上げる一方で、給与水準の適正化のため、平成27年1月1日における定期昇給を半減する措置を講じました。

- (1) 一般職の職員の給料について、平成26年4月から、平均0.3%の引き上げを行うほか、特別職及び一般職の職員のボーナスの年間支給月数を0.15分引き上げました。
- (2) 給与水準の最も代表的な指標であるラスパイレス指数について、本市においては、本年度、101.8となり、県下29市との比較において、全国第1位の芦屋市に次いで、第2位となったことから、平成27年1月1日における定期昇給について、通常「4号給」のところ、「2号給」の昇給としました。

2 給与制度の総合的見直しについて

給与制度の総合的見直しについては、国においては、平成27年4月からの実施となりますが、本市における実施時期等については、県下各市の動向等を踏まえ、検討を行っています。

(1) 給与制度の総合的見直しの趣旨

国家公務員と民間の給与を、地域ごと及び年齢層ごとに比較した結果、国家公務員が民間を上回る部分について、見直しを行おうとするものです。

(2) 見直しの主な内容

給料月額を平均2%引き下げるとともに、3年をかけて段階的な地域手当の見直しを行います。なお、給料月額の引き下げについては、激変緩和のため、3年間は現給保障措置を講じることとなっています。

明石市特別職の給与及び議員の報酬の改定状況

(単位：円)

適用年月日	市長	副市長	収入役	教育長	公営企業管理者	常勤監査委員	議長	副議長	議員	退職手当支給率	答申日
S38.12.1	140,000	120,000	100,000	/	110,000	51,000	80,000	70,000	60,000	一般職と同じ	—
S43.4.1	250,000	220,000	180,000	/	170,000	80,000	150,000	130,000	100,000	"	S42.8.10
S47.1.1	300,000	250,000	210,000	/	200,000	110,000	180,000	160,000	140,000	"	S46.11.27
S48.12.1	430,000	350,000	285,000	/	270,000	170,000	250,000	225,000	200,000	"	S48.11.6
S50.12.1	550,000	450,000	365,000	/	365,000	225,000	320,000	290,000	260,000	"	S51.2.12
S52.12.1	630,000	520,000	420,000	/	/	260,000	370,000	335,000	300,000	"	S53.2.2
S54.12.1	700,000	575,000	470,000	/	/	300,000	450,000	410,000	370,000	市長25/100、助役20/100、収入役15/100、常勤監査10/100	S55.1.30
S57.6.1	769,000	632,000	517,000	517,000	/	330,000	495,000	451,000	407,000	"	S57.2.19
S59.4.1	800,000	660,000	540,000	540,000	/	345,000	517,000	471,000	425,000	"	S59.2.17
S61.4.1	907,000	748,000	612,000	612,000	/	391,000	586,000	534,000	482,000	"	S61.2.20
S63.4.1	990,000	817,000	669,000	669,000	/	427,000	640,000	584,000	527,000	"	S63.2.16
H2.4.1	1,089,000	899,000	736,000	736,000	/	/	705,000	643,000	580,000	"	H2.2.10
H4.4.1	1,198,000	989,000	810,000	810,000	(H5.5~)	583,000	776,000	707,000	638,000	市長44/100、助役27/100、収入役24/100	H4.2.4
H6.4.1	1,231,000	1,016,000	832,000	832,000	/	599,000	798,000	727,000	656,000	"	H6.2.7
(改定見送り)	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	H8.7.11
(改定見送り)	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	H12.5.23
H21.4.1	1,137,000 (給与カット後 785,900)	939,000	/	769,000	714,000	554,000	765,000	697,000	629,000	市長41/100、副市長25/100、教育長22/100、管理者20/100、常勤監査18.5/100	H20.11.13
H23.7.1	1,137,000 (給与カット後 785,900)	#	/	#	#	#	#	#	#	#	
H24.4.1	1,084,000 (給与カット後 768,800)	895,000	/	733,000	681,000	528,000	732,000	667,000	602,000	"	H24.2.28
H24.10.1	#	895,000 (給与カット後 751,800)	/	#	#	#	#	#	#	#	
(改定見送り)	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	H26.2.21

明石市一般職職員（部長級）の給与改定の変遷

	給料月額 改定率	給料表	地域手当 (%)	複利計算	期末勤勉 手当(月)	年間総支 給月数	総支給月額 割合	全体改定率	備 考
平成6年度	1.04%	増額改定	10	1.128	5.20	17.20	1.078	1.216	
平成7年度	0.46%	増額改定	10	1.139	5.20	17.20	1.078	1.228	
平成8年度	0.37%	増額改定	10	1.143	5.20	17.20	1.078	1.233	
平成9年度	0.48%	増額改定	10	1.154	5.25	17.25	1.082	1.248	
平成10年度	0.38%	増額改定	10	1.166	5.25	17.25	1.082	1.261	
平成11年度	0.00%	増額改定	10	1.166	4.95	16.95	1.063	1.239	
平成12年度	0.12%	改定なし	10	1.167	4.75	16.75	1.050	1.226	
平成13年度	0.08%	改定なし	10	1.168	4.70	16.70	1.047	1.223	
平成14年度	△2.10%	減額改定	10	1.143	4.65	16.65	1.044	1.194	
平成15年度	△1.18%	減額改定	10	1.130	4.65	16.65	1.044	1.180	
平成16年度	—	改定なし	10	1.130	4.40	16.40	1.028	1.162	
平成17年度	△0.33%	減額改定	10	1.126	4.45	16.45	1.031	1.162	
平成18年度	—	改定なし	10	1.126	4.40	16.40	1.028	1.158	
平成19年度	△6.93%	減額改定	10	1.048	4.45	16.45	1.031	1.081	(国)指定職・議員等へ改定見送り。 (明石市)特別職等へ改定見送り。
平成20年度	—	改定なし	10	1.048	4.50	16.50	1.034	1.084	
平成21年度	△0.25%	減額改定	10	1.046	4.15	16.15	1.013	1.059	6級まで△0.20% 7級以上△0.30%
平成22年度	△1.67%	減額改定	10	1.028	3.95	15.95	1.000	1.028	40歳以上△0.10% 55歳を超え、6級以上(行政)の者△1.5%
平成23年度	△0.47%	減額改定	10	1.023	3.95	15.95	1.000	1.023	40歳台で最大△0.4% 50歳台で最大△0.5%
平成24年度	—	改定なし	7.5	1.000	3.95	15.95	1.000	1.000	地域手当10%→7.5%
平成25年度	—	改定なし	7.5	1.000	3.95	15.95	1.000	1.000	55歳を超える職員の昇給停止
平成26年度	0.09%	増額改定	7.5	1.001	4.10	16.10	1.009	1.010	改定率平均0.3% 3級以上の高位号給は据置 勤勉手当+0.15月
平成30年度 (見込み)	△0.51%	減額改定	7.5	0.996	4.10	16.10	1.009	1.005	給与制度の総合的見直し (改定率平均△2.01%) 55歳を超え、6級以上(行政)の者の△1.5%の適用を廃止

平成24年度を1とした場合
 平成24年度 1.000 → 平成30年度(見込み) 0.996 = △0.4%

議員と部長級職員の年収額の比較

(単位：円)

年度	区分	月額						年間計(月額)	期末勤勉	年収	差額率
		給料	地域手当	扶養手当	管理職手当	月額計					
平成26年度 (地域手当△2.5%)	部長級	463,604	44,692	19,500	112,800	640,596	7,687,152	2,517,403	10,204,555		
	議員	602,000	0	0	0	602,000	7,224,000	2,925,720	10,149,720		
	差額	△138,396	44,692	19,500	112,800	38,596	463,152	△408,317	54,835	0.54%	
平成27年度見込 (地域手当△2.5%)	部長級	459,041	44,350	19,500	112,800	635,691	7,628,292	2,493,270	10,121,562		
	議員	602,000	0	0	0	602,000	7,224,000	2,925,720	10,149,720		
	差額	△142,959	44,350	19,500	112,800	33,691	404,292	△432,450	△28,158	△0.28%	

(注) 平成27年度見込みについては、給与制度の総合的な見直し(給料月額平均△2.01%の減額、55歳を超える管理職職員に適用していた「給料月額1.5%減額措置」の廃止)を適用しています。

兵庫県市町村職員退職手当組合の特別職等の退職手当支給率

年 度	改定年月日	算定方式	特例措置	支 給 割 合 等				改正理由
				市町長	副市町長	旧収入役	教育長	
S39年度	S39.4.14	在職年		300/100+議決額	240/100+議決額	220/100+議決額	/	任職ごと支給に變更。 注:議決額……当該市町の議会において議決した額を加算することができる。 注:議決額
S47年度	S47.4.1	在職年		400/100+議決額	250/100+議決額	220/100+議決額	160/100+議決額	全国都道府県退職手当組合の平均率を基礎として引上げ並びに条例の適用範囲に教育長及び公営企業管理者を加えたこと。
S52年度	S52.4.1	在職年		500/100+議決額	300/100+議決額	265/100+議決額	230/100+議決額	全国都道府県退職手当組合及び近畿府県退職手当組合の平均率を基準とした適正率まで引上げ。
S57年度	S57.4.1	在職月		35/100+議決額	22/100+議決額	20/100+議決額	16/100+議決額	第1次の一般職の職員の退職手当制度の適正化による引下げ率(108月→91.8月)に準じた率の引下げ及び算定方式を在職月数に改正。
H3年度	H3.4.1	在職月	町	44/100	27/100	24/100	20/100	議決額制度の廃止に伴う措置。 町の支給割合は、全国都道府県退職手当組合及び近畿府県退職手当組合の平均率を基礎として決定。
			市	52/100	32/100	28/100	24/100	市の支給割合は、県下の本組合加入市以外の市の平均値を基準として決定。
H16年度	H16.4.1	在職月	町	41.36/100	25.38/100	22.56/100	18.8/100	一般職の職員の支給率の改正(長期勤続の特例10/100→4/100)に伴い同率の引下げ。
			市	48.88/100	30.08/100	26.32/100	22.56/100	
H17年度	H17.4.1	在職月		41.36/100	25.38/100	22.56/100	18.8/100	市の特例規定の廃止。
H19年度	H19.4.1	↓		↓	↓	廃止	↓	注:現に在職する収入役については、その任期中に限り、なお従前の例による。
H20年度	H20.4.1	在職月		41/100	25/100	/	18.5/100	他府県の退職手当組合や未加入市の状況を検討した結果、現行支給率を維持することは妥当と考えるが、地域住民の理解と支持が得られるとともに、他の都道府県の組合の例及び事務処理上、端数を整理する。 注:現に在職する収入役については、その任期中に限り、なお従前の例による。
H28年度	H28.4.1	在職月		40/100	24/100	/	18/100	一般職の職員に対する段階的引下げを踏まえ、支給率を引き下げるべきと考え、現行支給率が都道府県退職手当組合の平均支給率を下回っていることに加え、平成25年1月1日からの税制改正により、「長」においては約300万円の増税となったことを考慮し、端数の調整にとどめる。

(注) 率設定等の考え方: 他の都道府県の退職手当組合や県内の未加入市の状況を検証し、妥当な水準に決定。

明石市特別職等の退職手当支給率

年度	改定年月日	算定方式	支給割合等					改正理由	
			市長	副市長	旧収入役	教育長	公営企業管理者		常勤監査委員
S54年度以前									
一般職の退職手当条例を適用									
S54年度	S55.3.21	在職月	25/100	20/100	15/100	15/100	15/100	10/100	審議会の答申により、一般職と分離して支給率を規定する。
H4年度	H4.4.1	在職月	44/100	27/100	24/100	24/100	24/100	(H5.5~) 20/100	審議会の答申により、退職手当組合並みに合 わすように、支給率を改定する。
H6年度	改定なし (答申の支給率)	在職月	(48/100)	(29/100)	(26/100)	(26/100)	(26/100)	/	審議会において、明石市と退職手当組合との 中間の支給率とするよう、引上げの答申を得 たが、諸般の事情により、改定を延期した。
H20年度	H20.12.26	在職月	41/100	25/100	22/100	22/100	20/100	18.5/100	審議会の答申により、県下で最も低い退職手 当組合の支給割合に準じて改定した。